

	項目	大阪・関西万博(案)	東京2020大会	ドバイ(サプライヤー行動規範)	ミラノ万博(グリーン調達ガイドライン(参加者の自主基準))
			https://www.tokyo2020.jp/ja/games/sustainability/sus-code/index.html?fbclid=IwAR0dGZbc0tG96lI0JQXb4p2rsrW6BrHcPJr42khleeo0tLacv_xLcdiaOHf4	https://s1.mn1.ariba.com/Sourcing/Main/aw?awh=r&awssk=7k4CV3B_&realm=expo2020dubai&dard=1	https://www.mae.ro/sites/default/files/file/expo2015/green_procurement_guidelines.pdf
適用範囲	直接適用対象	・ 本調達コードは、博覧会協会が調達する物品・サービス及びライセンス商品(以下、「調達物品等」という。)の全てを対象とする。これには、協賛企業から調達するものを含む。 ・ 本調達コードの適用対象には、パビリオン運営主体等が、大阪・関西万博に関連して調達する調達物品等を含むものとする。	本調達コードは、組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品(以下、「調達物品等」という。)の全てを対象とする。これには、パートナー企業から調達するものを含む。	・ 調達プロセスに従事するすべてのサプライヤー ・ サプライヤーとは、Expoに必要な材料/商品/サービス/制作物を提供する外部の当事者を意味し、親、関連会社、子会社、代理人、代表者、プリンシパル等の企業、必要な材料/商品/サービス/制作物に関連してこれら当事者に使用される名義・商号を含む。	ライフサイクルにおける環境負荷の高い以下の5つのカテゴリにおける購入品が対象 1. 飲食及びケータリングサービス 2. 家具 3. マーチャンダイジング 4. パッケージング 5. イベント及び会議
	サプライチェーン①	博覧会協会は、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等に対し、調達物品等の製造・流通等に関して、調達コードを遵守することを求める。	組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、調達物品等の製造・流通等に関して、調達コードを遵守することを求める。	—	—
	サプライチェーン②	また、博覧会協会は、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等に対し、それらのサプライチェーンも調達コードを遵守するように働きかけることを求める。	また、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、それらのサプライチェーンも調達コードを遵守するように働きかけることを求める。	・ サプライヤーは、すべての従業員とExpoのサプライチェーンに何らかの方法で関与する人々に本規範を伝達するものとする。	—
担保方法	調達コードの理解	サプライヤー、ライセンシー又はパビリオン運営主体等となることを希望する者は、事前に調達コードの内容を確認しなければならない。	サプライヤー又はライセンシーとなることを希望する事業者は、組織委員会が別途作成する解説等を参照・活用するなどして、事前に調達コードの内容を確認しなければならない。	・ (誓約書上の文言)「私たちは規範を十分に理解し、規範を遵守するために譲歩します。」	—
	事前のコミットメント	サプライヤー、ライセンシー又はパビリオン運営主体等となることを希望する者は、誓約書を提出して、調達コードの遵守に向けて取り組むことを誓約(コミット)しなければならない。	サプライヤー又はライセンシーとなることを希望する事業者は、調達コードの遵守に向けて取り組むことを誓約(コミット)しなければならない。	・ すべてのサプライヤーは、規範に書面で誓約が必要。 ・ 書面への署名により、調達プロセス全体で行動に責任を負うと宣言。 ・ 発注書または契約の受諾は、本規範の受諾と見なされ、サプライヤーには規範尊重義務がある。	・ 参加者はプロジェクトの提出物の一部として、グリーン調達フォームに記入してファクシミリで提出。
	調達コードの遵守体制整備	サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等は、博覧会協会との間の契約締結の前後を通じて、自らの事業に関連する持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて、調達コードを遵守するための体制を整備すべきである。	サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、自社に関連する持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じて、調達コードを遵守するための体制を整備すべきである。	・ 法令や本規範等の遵守を保証し、リスク低減する管理システムの整備が期待される。 ・ この管理システムは、サプライヤーの事業運営に影響を与える法規制の変更に関する継続的な遵守も対象とすべきである。	—
	伝達	サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等は、博覧会協会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードの内容を自らの事業の関係する役員及びサプライチェーンに伝達するために、研修・教育などの適切な措置を講じるべきである。	サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードの内容を自社の関係する役員及びサプライチェーンに伝達するために、研修・教育などの適切な措置を講じるべきである。	・ 外部製造業者・工場の管理者は、本規範の内容を従業員に通知する。 ・ 現地言語の規範を、すべての従業員がアクセスできる場所に配置する。 ・ 遵守を促進するために労働者と適切な管理者を訓練する。	・ パフォーマンス条項では、環境保護を確実にするため、作業方法を指定して入札要件に含む場合あり(例:環境のトレーニング)。
	サプライチェーンへの働きかけ	【長い主語省略。主語はいずれもサプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等】 ・ 博覧会協会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードを遵守した調達物品等の製造・流通等が行われるように、サプライチェーンに対して調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めるなどサプライチェーンに働きかけるべきである。 ・ 自らの事業のサプライチェーンにおける持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、リスクの高いサプライチェーンや分野に関してより重点的に働きかけを行うべきである。 ・ サプライチェーンへの働きかけにあたっては、共存共栄の理念に基づき、サプライチェーンとの共同の取組として調達コードの遵守を推進できるように、サプライチェーンとのコミュニケーションを重視すべきである。 ・ サプライチェーンへの働きかけやコミュニケーションを確実にするため、サプライチェーンとの間の契約に、博覧会協会が別途作成するサステナビリティ条項のモデル条項又はこれに類似する条項を挿入することを検討すべきである。	【長い主語省略。主語はいずれもサプライヤー及びライセンシー】 ・ 組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードを遵守した調達物品等の製造・流通等が行われるように、サプライチェーンに対して調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めるなどサプライチェーンに働きかけるべきである。 ・ このような働きかけにあたって、自社のサプライチェーンにおける持続可能性に関するリスクを適切に確認・評価した上で、リスクの高いサプライチェーンや分野に関してより重点的に働きかけを行うべきである。 ・ サプライチェーンへの働きかけにあたっては、共存共栄の理念に基づき、サプライチェーンとの共同の取組として調達コードの遵守を推進できるように、サプライチェーンとのコミュニケーションを重視すべきである。 ・ サプライチェーンへの働きかけやコミュニケーションを確実にするため、サプライチェーンとの間の契約に、組織委員会が別途作成するサステナビリティ条項のモデル条項又はこれに類似する条項を挿入することを検討すべきである。	・ サプライヤーには、下請業者が本規範を遵守していることを確認する責任がある。 ・ サプライヤーは、下請業者による不遵守に対して責任を負う。	—
	取組状況の記録化	【長い主語省略。主語はいずれもサプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等】 ・ 博覧会協会との間の契約締結の前後を通じて、調達コードの遵守に向けた取組状況を、博覧会協会の求めがある場合にいつでも提供できるように、可能な限り十分記録化すべきである。 ・ 特に調達物品等を製造(組立・仕上段階)及び保管する施設(当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。)の名称及び所在地について、博覧会協会の求めがある場合に提供できるようにしておくなければならない。 ・ 当該施設に関連するその他の情報についても、博覧会協会の求めがある場合にできる限りこれを提供できるような体制を検討すべきである。	【長い主語省略。主語はいずれもサプライヤー及びライセンシー】 ・ 組織委員会との間の契約締結の前後を通じて、サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況を、組織委員会の求めがある場合にいつでも提供できるように、可能な限り十分記録化すべきである。 ・ 特に調達物品等を製造(組立・仕上段階)及び保管する施設(当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。)の名称及び所在地について、組織委員会の求めがある場合に提供できるようにしておくなければならない。 ・ 当該施設に関連するその他の情報についても、組織委員会の求めがある場合にできる限りこれを提供できるような体制を検討すべきである。	・ 本規範の遵守に関する検証にあたって、ファイルや記録を偽造してはならない。 ・ 本規範の遵守のために、Expoとのやり取りの文書、アカウント、および記録を保持する。	—
	取組状況の開示・説明	【長い主語省略。主語はいずれもサプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等となることを希望する者】 ・ サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況(取り組むことを予定しているものを含む)について、博覧会協会が調達物品等の種類や規模等を踏まえて指定する方法により開示・説明しなければならない。 ・ 契約締結後においても、取組状況について、博覧会協会の求めに応じて開示・説明しなければならない。	【長い主語省略。主語はいずれもサプライヤー及びライセンシーとなることを希望する事業者】 ・ サプライチェーンへの働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況(取り組むことを予定しているものを含む)について、組織委員会が調達物品等の種類や規模等を踏まえて指定する方法により開示・説明しなければならない。 ・ 契約締結後においても、サプライヤー及びライセンシーは、取組状況について、組織委員会の求めに応じて開示・説明しなければならない。	—	—
遵守状況の確認・モニタリング	・ 博覧会協会は、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等との間の契約締結の前後を通じて、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、サプライヤー等の調達コードの遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。 ・ サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等は、当該確認・モニタリングに協力しなければならない。 ・ 上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、博覧会協会は、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等に対し、博覧会協会が指定する第三者による監査の受け入れを求めることがある。 ・ サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等は、博覧会協会がサプライチェーンにおける調達コードの遵守状況を確認・モニタリングし、または監査の受け入れを求めるとしても、これに可能な限り協力しなければならない。 ・ ただし、パビリオン運営主体等のサプライチェーンに含まれる事業者のうち、パビリオン運営主体等が直接契約を締結する事業者(以下、「パビリオン直接契約事業者」という。))に対しては、博覧会協会が調達コードの遵守状況を確認・モニタリングし、博覧会協会が指定する第三者による監査の受け入れを可能にするための条項を、パビリオン運営主体等がパビリオン直接契約事業者と締結する契約に挿入しなければならない。	・ 組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーとの間の契約締結の前後を通じて、持続可能性に関するリスクの高さに応じて必要があると認めるときは、サプライヤー等の調達コードの遵守状況に関し、確認・モニタリングを実施する。 ・ サプライヤー及びライセンシーは、当該確認・モニタリングに協力しなければならない。 ・ 上記確認・モニタリングの結果さらなる調査が必要と認める場合、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、組織委員会が指定する第三者による監査の受け入れを求めることがある。 ・ サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会がサプライチェーンにおける調達コードの遵守状況を確認・モニタリングし、または監査の受け入れを求めるとしても、これに可能な限り協力しなければならない。	・ 自社及び下請業者の定期的な評価を実行する責任者を特定する。 ・ Expoによる評価のために、情報提供し、施設へのアクセスを許可する。 ・ 本規範に違反している場合、調査が行われ、契約条件に沿って法的措置を講じられる可能性がある。	—	
改善措置① (改善要求と改善計画書)	・ サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等に不遵守が判明した場合、博覧会協会は、当該サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等に対し改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出することを求める。 ・ この場合、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等は、当該期間内に、改善計画書を提出した上、博覧会協会から承認された計画書に従って、改善に取り組む、その結果を博覧会協会に報告しなければならない。 ・ サプライチェーンにおける調達コードの不遵守が判明した場合、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等は、博覧会協会の求めに応じ、サプライチェーンに対する改善要求の働きかけに協力しなければならない。 ・ ただし、パビリオン運営主体等のサプライチェーンに含まれる事業者のうち、パビリオン直接契約事業者において調達コードの不遵守が判明した場合、博覧会協会が、当該パビリオン直接契約事業者に改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出するよう求めることを可能にするための条項を、パビリオン運営主体等がパビリオン直接契約事業者と締結する契約に挿入しなければならない。	・ サプライヤー及びライセンシーに調達コードの不遵守があることが判明した場合、組織委員会は、当該サプライヤー及びライセンシーに対し改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出することを求める。 ・ この場合、サプライヤー及びライセンシーは、当該期間内に、改善計画書を提出した上、組織委員会から承認された計画書に従って、改善に取り組む、その結果を組織委員会に報告しなければならない。 ・ サプライチェーンにおける調達コードの不遵守が判明した場合、サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会の求めに応じ、サプライチェーンに対する改善要求の働きかけに協力しなければならない。	—	—	
改善措置② (契約解除)	・ 博覧会協会は、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等が調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除することができる。 ・ サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等のサプライチェーンにおける調達コードの不遵守に関しては、サプライヤー、ライセンシー及びパビリオン運営主体等が本調達コードの規定及び博覧会協会の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り、契約解除の対象とはならない。 ・ ただし、パビリオン運営主体等のサプライチェーンに含まれる事業者のうち、パビリオン直接契約事業者において調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、パビリオン運営主体等が契約を解除することを可能にするための条項を、パビリオン運営主体等がパビリオン直接契約事業者と締結する契約に挿入しなければならない。	・ 組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーが調達コードの重大な不遵守があるにもかかわらず適切に改善に取り組んでいないと認められる場合、契約を解除することができる。 ・ ただし、サプライヤー及びライセンシーのサプライチェーンにおける調達コードの不遵守に関しては、サプライヤー及びライセンシーが本調達コードの規定及び組織委員会の要請に基づきサプライチェーンに対し適切な働きかけを行っている限り、契約解除の対象とはならない。	・ 本規範に違反し、長期にわたる継続的かつ測定可能な改善がみられない場合、取引停止する可能性がある。	—	

		大阪・関西万博(案)	東京2020大会	ドバイ(サプライヤー行動規範)	ミラノ万博(グリーン調達ガイドライン(参加者の自主基準))
		https://www.tokyo2020.jp/ja/games/sustainability/sus-code/index.html?fbclid=IwAR0dGZbc0tG96l0JQXb4p2zsrW6BrHcPJr42khleo0tLacv_xLcDiaOHf4	https://s1.mn1.ariba.com/Sourcing/Main/aw?awh=r&awssk=7k4CV3B_&realm=expo2020dubai&dard=1	https://www.mae.ro/sites/default/files/file/expo2015/green_procurement_guidelines.pdf	
全般	1.1	法令遵守 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各国現地法及び国際法を含め、関係する法令等を遵守しなければならない。	法令遵守 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各国現地法及び国際法を含め、関係する法令等を遵守しなければならない。	法令、条約、協定の参照(3.17.7/3.17.8) ・ 国内規制またはその他の適用法、労働協約を含む、実施または適用されるその他の取り決めが同一の問題に適用される場合、労働者が最も保護される規定が適用される。 ・ Expoは、内部規範として遵守対象の国内および国際的な協定および条約の内容を前提としているほか、サプライヤーとの関係においてもそれらを適用し、その促進とコンプライアンスを約束している。	・ 開催者発行の「特別規則」によると、ミラノ博覧会 2015 の参加者は、博覧会参加の円滑化策について、イタリア共和国と BIE の間で締結された協定書に従わなければならないほか、一般規則、特別規則、およびイタリア国内のすべての関連法規を遵守しなければならない。
	1.2	通報者に対する報復行為の禁止 サプライヤー等は、法令違反や差別、調達コード違反等の行為を通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。	報復行為の禁止 サプライヤー等は、法令違反や差別、調達コード違反等の行為を通報した者に対し、通報したことを理由として報復行為を行ってはならない。	Whistleblowing Policy/内部通報に関する方針 ・ 法令違反や万博の方針に反する不適切な行為を内密かつ匿名で通報できる。通報したことを理由として報復行為や(従業員の場合)不利益な人事的取り扱いを行ってはならない。	—
環境	2.1	省エネルギーの推進 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。	省エネルギー サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に取り組むべきである。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。	環境への影響の低減(3.11.2/3.11.3) ・ サプライヤーは、環境、顧客、労働者への影響を最小限に抑え、持続可能な生産方法を使用し、環境に有害なアプローチの使用を最小限に抑えて、事業や利益を拡大することが期待されている。 ・ サプライヤーは、その事業に適用可能な範囲で、(a)エネルギー、水、および天然資源の消費を節約する方法を実施して、それらを削減する努力をし、(b)環境に責任のあるビジネス慣行を開発、実施、維持するものとする。サプライヤーは、代替または削減を行うことで、有害物質の使用を最小限に抑えるものとする。 基準の採用、法律の遵守、許可(3.11.4/3.11.5/3.11.6) ・ サプライヤーは、その事業に適用可能な範囲で、敷地内の有害(および非有害)物質管理および環境管理に関して、システムを整備する必要がある。このようなシステムは、有害(および非有害)物質を特定、管理、削減、および責任を持って処分またはリサイクルする。 ・ サプライヤーは、その事業が大気排出、水の使用、有毒物質、および有害廃棄物の処分に関連する現地の法律に準拠していることを確認する。サプライヤーは、必要なすべての環境許可を取得し、最新の状態に保ち、遵守し、該当する許可および規制の報告要件を遵守する。 環境への影響の低減(3.11.3) ・ サプライヤーは、その事業に適用可能な範囲で、(a)エネルギー、水、および天然資源の消費を節約する方法を実施して、それらを削減する努力をし、(b)環境に責任のあるビジネス慣行を開発、実施、維持するものとする。サプライヤーは、代替または削減を行うことで、有害物質の使用を最小限に抑えるものとする。	・ 調達ライフサイクルにおいて、サプライヤー選択の際にエネルギー消費量を一定限度内に抑えるなどの、機能・性能条件に環境要素を盛り込む。
	2.2	低炭素・脱炭素エネルギーの利用 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO2 排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーや天然ガスなど CO2 排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。	低炭素・脱炭素エネルギーの利用 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO2排出係数のより低いエネルギーを使用すべきである。その例として、再生可能エネルギーや天然ガスなど CO2 排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。		・ 飲食物ケータリング、マーチャンダイジング、イベント運営・管理全般のCO2排出量について、PAS、ISO/TS等、第三者機関の認証を受けたサプライヤーを選ぶ。
	2.3	その他の方法による温室効果ガスの削減 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒(自然冷媒)を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。	その他の方法による温室効果ガスの削減 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に取り組むべきである。その例として、ノンフロン冷媒(自然冷媒)を用いた冷凍冷蔵機器等への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。		—
	2.4	3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進 サプライヤー等は、調達物品等に関して、汎用品の活用や分離・分解の容易な構造の採用等により、会期後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用のほか、再使用・再生利用ができない場合のエネルギー回収などの方法で資源の有効利用に取り組むべきである。	3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進 サプライヤー等は、調達物品等に関して、汎用品の活用や分離・分解の容易な構造の採用等により、大会後に再使用・再生利用しやすい製品とすべきである。サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通において、再生品や再生資源を含む原材料を利用すべきであり、また、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用のほか、再使用・再生利用ができない場合のエネルギー回収などの方法で資源の有効利用に取り組むべきである。		・ 包装については一定の割合以上のリサイクル素材を含むこと。 ・ 什器のプラスチックはISO 11439 またはこれに類するものに従いリサイクルマークが付いていること、金属部分についても一定の割合以上のリサイクル素材を含むこと。
	2.5	容器包装等の低減及び再生材料や植物由来材料の利用 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。また、再生材料や植物由来材料の使用のほか、再使用・再生利用しやすい容器包装及び梱包・輸送資材を使用すべきである。	容器包装等の低減 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に取り組むべきである。また、再使用・再生利用しやすい容器包装及び梱包・輸送資材を使用すべきである。		・ 包装の重量・容積を最小化する。 ・ 単一素材の包装を可能な限り選ぶ。 ・ 包材の数を減らす。 ・ 容易に解体できる包材を使う。
	2.6	汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質(製品に含有するものを含む)を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。	汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、各種環境法令に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質(製品に含有するものを含む)を適切に管理し、また、廃棄物を適切に処理しなければならない。また、サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むべきである。		—
	2.7	資源保全に配慮した原材料の採取 サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林減少・劣化の抑制(森林減少ゼロに向けた取組の普及)の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。	資源保全に配慮した原材料の採取 サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、違法に採取・栽培された資源を使用してはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林減少・劣化の抑制(森林減少ゼロに向けた取組の普及)の観点を含め、資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料を使用すべきである。		・ 木材及び木材ベースの素材は、合法的に入手した材木に由来するものでなければならない。
	2.8	生物多様性の保全 サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。	生物多様性の保全 サプライヤー等は、調達物品等に関して、資源保存や再生産確保のための措置が講じられていない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。また、サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時を含む調達物品等の製造・流通等において、希少な動植物の保全、生物やその生息環境への影響の少ない方法による生産等により、生物多様性や生態系への負荷の低減に取り組むべきである。		—
人権	3.1	国際的人権基準の遵守・尊重 サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準(特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言)を遵守・尊重しなければならない。	国際的人権基準の遵守・尊重 サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な基準(特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約、人身売買等禁止条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言)を遵守・尊重しなければならない。	人権(3.1.2) ・ サプライヤーは労働者を尊厳を持って扱い、常に尊重しなければならない。サプライヤーは(a)最高水準の人権を支持し、(b)人権侵害を報告するためのメカニズムを提供し、(c)法律で許可されている場合、労働者が懸念を匿名で報告できるシステムを備えるべきである。	—
	3.2	差別・ハラスメントの禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。	差別・ハラスメントの禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。	差別の禁止(3.4.1) ・ サプライヤーは、採用およびその他の雇用慣行における人種、年齢、障害、民族、性別、妊娠、婚姻状況、家族の状況、社会的地位、出身国、政党や組合への加入、宗教、性的指向に基づいて労働者を差別してはならない。国内法または国際法によって保護されているその他の特性による差別も行ってはならない。	・ Social Accountability International(SAI)による国際規格SA8000に従っていることを示す。
	3.3	地域住民等の権利侵害の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。	地域住民等の権利侵害の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の生活環境の著しい破壊等を行ってはならない。	—	・ FSC(Forest Stewardship Council)、PEFC(Programme for the Endorsement of Forest Certification)かそれに同等の認証に従って木材を調達する。
	3.4	女性の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。	女性の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育児休暇の充実等に配慮すべきである。	—	—
	3.5	障がい者の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等に配慮すべきである。	障がい者の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援するため、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等に配慮すべきである。	—	—
	3.6	子どもの権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。	子どもの権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、子どもの権利を尊重し、その健全な育成を支援するため、児童労働の禁止のほか、子ども向け製品・サービスの提供の際の安全性の確保や子どもを世話する親・保護者への支援等に配慮すべきである。	—	—
	3.7	社会的少数者(マイノリティ)の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者(LGBT等)、移住労働者といった社会的少数者(マイノリティ)の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。	社会的少数者(マイノリティ)の権利尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者(LGBT等)、移住労働者といった社会的少数者(マイノリティ)の人々の権利を、他の人々と同様に尊重し、それぞれの特性に応じたプライバシー保護にも配慮しつつ、これらの人々が平等な経済的・社会的権利を享受できるような支援に配慮すべきである。	—	—

労働	4.1	<p>国際的労働基準の遵守・尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準(特にILOの提唱する労働における基本的原則及び権利(ILO中核的労働基準を含む))を遵守・尊重しなければならない。</p>	<p>国際的労働基準の遵守・尊重 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、労働に関する国際的な基準(特にILOの提唱する労働における基本的原則及び権利iii(ILO中核的労働基準を含む))を遵守・尊重しなければならない。</p>	<p>人権(3.1.2) ・ サプライヤーはその労働者を尊厳を持って扱い、常に尊重しなければならない。サプライヤーは(a)最高水準の人権を支持し、(b)人権侵害を報告するためのメカニズムを提供し、(c)法律で許可されている場合、労働者が懸念を匿名で報告できるシステムを備えるべきである。</p>	—
	4.2	<p>結社の自由、団体交渉権 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。</p>	<p>結社の自由、団体交渉権 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。</p>	<p>法令、条約、協定の参照(3.17.7) ・ 国内規制またはその他の適用法、あるいは労働協約を含む、実施または適用されるその他の取り決めが同一の問題に適用される場合、労働者が最も保護される規定が適用される。</p>	・ Social Accountability International(SAI)による国際規格SA8000に従っていることを示す。
	4.3	<p>強制労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。</p>	<p>強制労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働もさせてはならず、また、人身取引に関わってはならない。</p>	<p>強制労働(3.2) ・ サプライヤーは、すべての労働が自発的に行われているようにする。人身売買のほか、いかなる形態の奴隷、強制労働、年季奉公の使用もあってはならない。非自発的労働には、脅迫、強制、強要、誘拐、詐欺、または他者を支配している者が搾取することによる、人身取引、収容、採用、異動、受け入れまたは雇用が含まれる。サプライヤーは、労働者の政府発行の身分証明書や渡航文書の原本を保持してはならない。サプライヤーは、労働者の契約が当該労働者が理解できる言語で雇用条件を明確に伝えていることを確認する。サプライヤーは、職場内または施設への出入り時に不当な移動制限を課してはならない。</p> <p>・ Expoのサプライヤーは、いかなる形態の強制労働にも加担してはならない。Expoのすべての労働は、関連するUAE法と国際法・規制による制限に抵触しないものとする。</p>	・ Social Accountability International(SAI)による国際規格SA8000に従っていることを示す。
	4.4	<p>児童労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。</p>	<p>児童労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働もさせてはならない。</p>	<p>児童労働(3.3) ・ サプライヤーはいかなる状況でも年齢制限以下の労働者を雇用してはならない。</p> <p>・ サプライヤーは児童を雇用してはならない。児童とは、16歳の誕生日にまだ達していない者である。UAE法またはサプライヤーの国の法律で就労最低年齢がそれより高く規定されている場合は、上限が適用される。</p> <p>・ 16歳から18歳までの者は若年労働者とみなされる。若年労働者は夜間または危険な状況で働くことはできず、若年労働者の利益が常に優先的に考慮されるものとする。</p> <p>・ サプライヤーは、適用される法定最低年齢未満の者を雇用して働かせてはならない。一部の国では法定最低年齢が18歳未満である可能性がある。しかし、サプライヤーは、18歳未満の者を雇用して、健康、身体、精神、道徳、社会、教育、安全の側面で危険にさらす可能性のある、またはその他の方法でその者の発達に悪影響を及ぼす可能性のある仕事を行わせることはできない。</p>	・ Social Accountability International(SAI)による国際規格SA8000に従っていることを示す。
	4.5	<p>雇用及び職業における差別の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等による雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でいかなる差別もしてはならない。</p>	<p>雇用及び職業における差別の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者について、人種、国籍、宗教、性別、性的指向・性自認、障がいの有無、社会的身分等によるiv雇用や賃金、労働時間その他労働条件の面でいかなる差別もしてはならない。</p>	<p>差別の禁止(3.4.1) ・ サプライヤーは、採用およびその他の雇用慣行における人種、年齢、障害、民族、性別、妊娠、婚姻状況、家族の状況、社会的地位、出身国、政党や組合への加入、宗教、性的指向に基づいて労働者を差別してはならない。国内法または国際法によって保護されているその他の特性による差別も行ってはならない。</p>	・ Social Accountability International(SAI)による国際規格SA8000に従っていることを示す。
	4.6	<p>賃金 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金を支払わなければならない。サプライヤー等は、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。</p>	<p>賃金 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者に対して、法令で定める最低賃金を支払わなければならない。サプライヤー等は、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに配慮すべきである。</p>	<p>賃金の支払い(3.7) ・ サプライヤーは、支払われる賃金が少なくとも法的または団体交渉協定の最低額を満たしていることを確認する必要がある。いずれにせよ、賃金は常に、少なくとも労働者とその家族の基本的なニーズ、および合理的な必要と見なされる可能性のあるその他のニーズを満たすのに十分でなければならない。</p> <p>・ サプライヤーは、労働者の明示的な許可なしに、懲戒目的で、または適用される規則に規定されている以外の理由で、賃金からの天引きや控除を行ってはならない。同様に、彼らはすべての労働者に採用時における賃金条件についての書面で理解できる情報と、毎回の支払い時の賃金の詳細に関する詳細な情報を提供しなければならない。</p> <p>・ サプライヤーはまた、賃金およびその他の手当または手当が期限内に支払われ、適用されるすべての法律に完全に準拠して提供され、労働者に最も適した方法で支払われるようにする。</p>	・ Social Accountability International(SAI)による国際規格SA8000に従っていることを示す。
	4.7	<p>長時間労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働(労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働)をさせてはならない。</p>	<p>長時間労働の禁止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働(労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については健康・福祉を害する長時間労働)をさせてはならない。</p>	<p>長時間労働の禁止(3.8) ・ サプライヤーは、該当する法律または当該セクターに適用される労働協約の規定(この規定が法律を上回る場合)に合わせて、労働時間の長さを調整するものとする。</p> <p>・ サプライヤーは、原則として、従業員に週48時間を超えて働くことを要求してはならず、労働者は平均して7日ごとに少なくとも1日の休みを与えられるものとする。</p> <p>・ 残業は任意であり、週に12時間を超えてはならず、定期的に要求されてはならず、施行されている規則の規定に従って、常に割増の賃金で支払いがなされるものとする。</p>	・ Social Accountability International(SAI)による国際規格SA8000に従っていることを示す。
	4.8	<p>職場の安全・衛生 サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスケアを含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。</p>	<p>職場の安全・衛生 サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルスケアを含め、調達物品等の製造・流通等に従事する労働者等にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。また、サプライヤー等は、労働者にとって仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備に配慮すべきである。</p>	<p>労働安全衛生(3.6) ・ 労働者の健康は不可欠であり、サプライヤーは、温度、騒音、適切な換気、十分な照明、清潔なトイレ設備、飲料水など、労働者に健康で安全な作業環境を提供する。サプライヤーは、事故防止をサポートし、健康リスクへの暴露を最小限に抑えるための積極的な対策を講じる。サプライヤーは、労働者に適切な労働安全衛生のトレーニングを提供する。</p> <p>・ サプライヤーは、労働者が報復を恐れることなく安全衛生の事故および危険な労働条件を報告するためのシステムを備えるべきである。このようなシステムは、報告されたすべてのインシデントを文書化、調査、追跡、および管理するために使用される。サプライヤーは、リスクを軽減し、必要な解決策を提供し、そのようなインシデントを通じて労働者の健康と安全を促進するための是正措置計画を実施する。</p> <p>・ サプライヤーは、危険の除去、エンジニアリング管理、アドミン管理の優先的プロセスを通じて、職場の安全衛生に関する危険を特定、評価、および管理する。サプライヤーは、職務と責任の遂行に必要な場合、労働者に仕事に関連した適切な個人用保護具とその適切な使用に関する説明を提供する。</p> <p>・ サプライヤーは、労働者の健康、安全、福祉に影響を与える潜在的な緊急事態を特定し、評価する。</p> <p>・ サプライヤーは、状況別に、生命、環境、財産への危害を最小限に抑える緊急時の計画と対応手順を作成して実施する。</p> <p>・ サプライヤーは、労働者に職場の安全衛生に関する定期的なトレーニングを提供する。会社は、実施されたトレーニングコースの適切な記録を保持する。同様に、彼らは、適切に権限を与えられ、適切な意思決定権を有する、安全衛生の責任者を経営陣の中で任命する。</p>	・ Social Accountability International(SAI)による国際規格SA8000に従っていることを示す。

	<p>外国人・移住労働者 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生を含む。）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を画面で交付しなければならない。また、サプライヤー等は、外国人労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある労働関係機関との連携にも取り組むべきである。</p>	<p>外国人・移住労働者 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために自国内で働く外国人・移住労働者（技能実習生を含む。）に対しては、関連する法令に基づき適切な労働管理を行い、賃金の不払い、違法な長時間労働のほか、旅券等の取上げ、強制帰国、保証金の徴収などの違法又は不当な行為を行ってはならず、法令や行政指導に基づき、当該労働者の理解可能な言語で労働条件を画面で交付しなければならない。また、サプライヤー等は、外国人労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令に基づく許可を受けているか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すべきである。このほか、サプライヤー等は、適切な住環境への配慮、外国人労働者が苦情申入れ・相談を容易に行えるようにするための体制整備や権限ある労働関係機関との連携にも取り組むべきである。</p>	<p>Worker Welfare Policy/労働者の福祉に関する方針 1.公正で自由な採用 2.従業員が雇用条件を理解していることを確認 3.従業員を平等かつ差別なく扱う 4.従業員の尊厳を保護および維持し、いかなる種類の嫌がらせや虐待も容認しない 5.従業員が身分証明書を保持する権利を尊重する 6.従業員の賃金と手当を期限通りに全額支払う 7.従業員が報復を恐れることなく、国内の法的権利を行使できるようにする 8.安全で健康的な労働環境と生活環境を提供 9.苦情処理メカニズムと救済へのアクセスを提供 10.強制労働や児童労働を使用しない</p>	<p>—</p>
5.1	<p>腐敗の防止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。</p>	<p>腐敗の防止 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為に関わってはならない。</p>	<p>腐敗防止 (3.16) ・ サプライヤーは、最高の倫理的および道徳的行動を保ち、共謀、賄賂、恐喝、強制および詐欺を含むがこれらに限定されないいかなる形態の腐敗にも関与してはならない。 ・ サプライヤーは、事業を行うすべての地域の腐敗防止に関する法規制、および該当する国際的な腐敗防止に関する条約を尊重し、遵守する。 ・ サプライヤーは、Expoスタッフに贈答品、接待、またはもてなしを提供してはならない。これらは、Expoの方針に従って、いかなる状況でも受け入れられない。サプライヤーから送られた贈り物はすべて返却され、サプライヤーに対して処分が行われる。 ・ サプライヤーは、いかなる状況においても、Expo関連事業のためにファシリテーションペイメントを行ってはならない。</p>	<p>—</p>
5.2	<p>公正な取引慣行 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不正・反競争的な取引を行ってはならない。</p>	<p>公正な取引慣行 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不正・反競争的な取引を行ってはならない。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
5.3	<p>紛争や犯罪への関与のない原材料の使用 サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。</p>	<p>紛争や犯罪への関与のない原材料の使用 サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
5.4	<p>知的財産権の保護 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。</p>	<p>知的財産権の保護 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）及び営業秘密を侵害してはならない。</p>	<p>知的財産権 (3.14) ・ サプライヤーは、Expoによって提供されたか、Expoのために開発されたかにかかわらず、知的財産権とExpoに関連する情報を尊重するものとする。 ・ サプライヤーは、Expoとの取引において既存の特許を故意に侵害してはならない。 ・ サプライヤーがExpoと契約している期間中に知的財産が開発された場合、開発された知的財産はUAEの知的財産権に関する規定に従って所有される。</p>	<p>—</p>
5.5	<p>責任あるマーケティング サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）が禁止する不当表示を行ってはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。</p>	<p>責任あるマーケティング サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）が禁止する不当表示を行ってはならない。また、サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、差別的または誤解を与える広告を回避し、子どもに悪影響のある広告を制限するなど、消費者や社会に配慮すべきである。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
5.6	<p>情報の適切な管理 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報や法律に基づき取り扱うとともに、大阪・関西万博に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。</p>	<p>情報の適切な管理 サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報や法律に基づき取り扱うとともに、大会に関する業務上知り得た機密事項がサイバー攻撃や内部不正等により外部に漏洩しないよう適切に管理しなければならない。また、サプライヤー等は、情報セキュリティに関するリスクの高さに応じた情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立のほか、万が一、情報が外部に漏洩した場合の原因究明・被害収束のための体制確立などの対策に取り組むべきである。</p>	<p>情報の機密性 (3.13) ・ サプライヤーは、通常の業界慣行に則って、Expoから、Expoによって、Expoのために、またはExpoについて受け取る機密情報を管理する。電子形式、知的財産、ソフトウェア、またはその他のテクノロジーの情報を含む、そのようなすべての情報は、適切な保護手段で保護する必要がある。 ・ Expoの同意なしに第三者に機密情報を送付する場合は、Expoの所有権を保護した方法で行う必要がある。 ・ サプライヤーは、機密保持契約の締結を条件として、Expoから専有情報および機密情報を受け取ることができ、そのような契約に含まれる義務を常に遵守する必要がある。 ・ サプライヤーは、明示的に許可されていない限り、Expoの商標、画像、またはその他の著作権で保護された資料を使用することはできない。</p>	<p>—</p>
5.7	<p>地域経済の活性化 大阪・関西万博が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。そのため、博覧会協会は、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、環境面や社会面にも配慮した日本国内の中小企業・農林水産事業者の受注機会の確保や国産品の利用に配慮すべきである。</p>	<p>地域経済の活性化 東京大会が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高めて活性化し、地域が持続的に発展していく上での有益な経験となる。そのため、組織委員会は、東京都による「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の取組等とも連携して、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における各種業務の発注や原材料の調達等に関して、ビジネスチャンス・ナビ 2020も活用し、環境面や社会面にも配慮した日本国内の中小企業・農林水産事業者の受注機会の確保や国産品の利用に配慮すべきである。</p>	<p>Sustainable materials guidelines/サステナブル・マテリアルズ・ガイドライン 地域調達 (2.4.1) ・ 地域内での材料調達と輸送方法を検討することで、輸送に関連するカーボンの排出を削減することができる。これにより、輸送に関連するカーボンを削減するとともに、地元企業を支援することができる。</p>	<p>—</p>

*原文と日本語訳に齟齬がある場合には、原文を優先してご参照ください。